

離婚届の書き方とご注意

黒のインクまたはボールペンで書いてください。
(鉛筆や消えやすいインクでは書かないでください)

届書に修正液等は使用しないでください。
届書は1通で差し支えありません。
届出地に本籍がない場合は戸籍謄本または
戸籍全部事項証明書を用意してください。

提出日を記入してください。
令和 年 月 日届出
埼玉県三郷市長 あて

受理第	令和 年 月 日	発送	令和 年 月 日
送付第	令和 年 月 日	長印	
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票 附 票 住民票 通知

証人	
署名印	乙橋 清 (印) 山川 太郎 (印)
生年月日	昭和25年 5月 3日 昭和27年 6月 4日
住所	埼玉県三郷市戸ヶ崎 埼玉県越谷市越ヶ谷 番地 三郷ビル 番地 2丁目654番 301号 4丁目 2番 82号
本籍	埼玉県三郷市戸ヶ崎 埼玉県越谷市赤山町 番地 番地 3丁目520番 2 5丁目 7番

氏は離婚前の姓で記入してください。
外国人の氏名は漢字またはカタカナで「ラストネーム、ファーストネーム」で記入してください。カタカナの場合、氏と名の間に「カンマ(,)」を記入してください。

昭和・平成など省略せずに記入してください。
外国人の生年月日は西暦で記入してください。

住所は省略せずに、丁目 番地、丁目 番号と記入してください。

本籍は、省略せず戸籍の表示のとおり、正しく記入してください。
外国人の場合は国籍を記入してください。

該当する「 」内にレ印を記入してください。

離婚により復氏する者の離婚後の本籍(従前の戸籍もしくは新戸籍)を記入してください。ただし、同時に77条の2の届出をするときは記入しないでください。
外国人との離婚では戸籍の変動はありません。この欄は記入しないでください。

離婚届出時に同居中であれば(同居を始めたとき)だけを記入し、別居中であれば(同居を始めたとき)(別居したとき)及び別居する前の住所を記入してください。

該当する「 」内にレ印を記入してください。

- 届出のときに持ってくるもの**
- 届書 届書に押した印鑑
 - 戸籍謄本または全部事項証明書(本籍地以外に届出の場合)
 - 本人確認書類(運転免許証やパスポートなど)
 - 転出証明書(届出と一緒に住所変更がある場合)
 - 通知カードまたはマイナンバーカード(個人番号カード)
 - (住所が三郷市で氏に変更になる場合)
- 裁判所で離婚が成立した場合は、次の書類の添付が必要になります。
- 調停(または和解、認諾)により成立したときは、**調停(または和解、認諾)の調書の謄本**
 - 審判(または判決)により成立したときは、**審判(または判決)の謄本及び確定証明書**
- 外国人との協議離婚の場合、日本人の住民票が必要となる場合があります。

(1) 氏名	夫 甲野 雅人 (よみかた) 氏名	妻 甲野 洋子 (よみかた) 氏名
生年月日	昭和50年 9月 26日	昭和52年 7月 10日
(2) 住所	埼玉県三郷市彦成 3丁目 7番19-301号 (アパートマンション等世帯主の氏名)	埼玉県三郷市戸ヶ崎 2丁目654番 301号 (アパートマンション等世帯主の氏名)
本籍	埼玉県三郷市彦成 3丁目 7番	
(3) 離婚の種別	協議離婚 年 月 日成立	和解 年 月 日成立
(4) 婚姻前の氏にもどる者の本籍	埼玉県三郷市戸ヶ崎 3丁目 520番 2 (よみかた) 筆頭者の氏名 乙橋 洋子	
(5) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 甲野拓也、甲野沙耶	妻が親権を行う子
(6) 同居の期間	平成19年 8月 から 令和元 年 5月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7) 別居する前の住所	埼玉県三郷市彦成 3丁目 7番19-301号	
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年...平成 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名押印	夫 甲野 雅人 (印)	妻 甲野 洋子 (印)
事件簿番号		
住所を定めた年月日	夫 年 月 日 妻 年 月 日	
連絡先	(夫)妻) 電話(090) 9876 番 XXXX 方 自宅・勤務先・呼出	

協議離婚の場合は、証人(20歳以上)が2名必要です。それぞれ署名して、押印してください。
[同じ姓のときは、印鑑を変えてください]

父母が婚姻中のときは、母の氏は書かずに名前だけを記入してください。
養父母については、「その他」の欄に記入してください。
(記入例)
夫(妻)の養父 続柄 養子(養女)
養母
外国人の父母の氏名はフルネームで記入してください。

未成年の子がいる場合は、それぞれ親権を行う子の氏名を記入してください。

未成年の子がいる場合は、次ののあてはまるものにしるしをつけてください。
(面会交流) 取決めをしている。まだ決めていない。
(養育費の分担) 取決めをしている。まだ決めていない。
未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

届出時の状況について該当する「 」内にレ印を記入してください。

必ず本人が署名してください。印鑑は別々のものを押してください。
外国人は押印の必要はありません。

昼間連絡できる場所を記載してください。
(夫・妻どちらの連絡先か記載してください。)

その他、届書記入についてのお問い合わせ
三郷市役所 市民課 048(953)1111(代)
みさと団地出張所 048(957)2121